

# 定 款

2023年1月26日変更

株式会社ウイルコホールディングス

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ウイルコホールディングスと称し、英文では、Wellco Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を直接的または間接的に保有することにより当該会社または外国会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 印刷業、製版業、製本業
  - (2) 広告業
  - (3) 映画、テレビ等に関する映像ソフトの企画、編集、制作及び販売
  - (4) 紙及び印刷・加工に係る資機材の販売
  - (5) 印刷物の折込業
  - (6) マルチメディアの研究・開発・コンサルタント業
  - (7) マルチメディア関連情報サービスの提供
  - (8) 穀類、食料品及び飲料水の販売
  - (9) 医療用具、医薬部外品の販売
  - (10) 衣料品及び寝具類の販売
  - (11) 宝石、時計、貴金属の販売
  - (12) スポーツ用品、園芸用品及び玩具の販売
  - (13) 電子計算機及びその他関連機器による情報処理サービス及び情報提供サービス業
  - (14) 電子計算機及びソフトウェアの販売
  - (15) 損害保険代理業
  - (16) 生命保険の募集に関する業務
  - (17) 旅行業法に基づく旅行業
  - (18) 自動車、事務用機器等のレンタル及びリース業
  - (19) 荷造梱包業、倉庫業、貨物運送取扱事業
  - (20) 労働者派遣事業
  - (21) 電話受信発信事務代行業
  - (22) 医薬品の販売
  - (23) 酒類の販売
  - (24) 写真撮影業及びパネル写真、写真アルバムの作成
  - (25) 企業の販売促進活動の企画業務
  - (26) 印刷業、広告代理店の経営指導
  - (27) 化粧品等の製造、販売、輸出入
  - (28) 美容器具・健康器具の販売、輸出入
  - (29) ビタミンなどを配合した低カロリーの健康食品及び前記材料の仕入、販売、輸出入
  - (30) 不動産賃貸業
  - (31) 宅地建物取引業
  - (32) 家具・雑貨の製造、販売、輸出入
  - (33) 印刷機械及び印刷加工機等周辺装置の輸出入、販売
  - (34) 環境に係る水、油、空気等の浄化処理装置の販売
  - (35) 石鹼、洗剤、抗菌剤、消臭剤等の輸出入、販売並びにコンサルタント業
  - (36) 蓄熱式空調・給湯装置の販売及び設置工事
  - (37) 電気機械器具の販売及び設置工事
  - (38) ライフスタイルプロデュース(美容、食生活、ファッション、インテリア、趣味、スポーツに関する情報、資料及びアドバイスの提供)
  - (39) 高齢者の趣味活動、社会参加活動の援助
  - (40) イベントの企画、制作及び運営、講演会、交流会、セミナー等の開催
  - (41) 燃焼炉及び付加装置、排熱利用装置の販売及び設置工事
  - (42) 省エネルギー機器・資材、環境機器・資材の販売及びコンサルタント業
  - (43) 古物商
  - (44) 前各号に付帯関連する一切の業務
2. 当社は、前項に定める会社等に対し、次の業務を行うことを目的とする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウの取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
  - (2) コンピュータのネットワークシステム、ソフトウェア及び情報システムの企画、設計、開発、販売、保守並びにこれらのコンサルティング
  - (3) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務並びに指導業務
  - (4) 貸付業務、資金調達業務、外国為替取引業務、資金運用業務及びこれらの代行業務
  - (5) 土地、建物、機械装置、工具・器具備品、車両運搬具等の賃貸業務

(6) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本社を石川県白山市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、76,600,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

(基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

2. 本定款に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の決議があったものとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第29条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第38回定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(効力の発生日に関する特則)

第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上